

## 第10章 総合的な景観形成への取組

### 1. 市民・事業者・行政の役割

本市の良好な景観を守り育てていくためには、市民、事業者、行政が景観は「共有財産」であるとの認識のもと、景観形成におけるそれぞれの役割をしっかりと認識し、協力し合いながら主体的に取り組むことが必要です。

#### (1) 市民の役割

- ①本市の景観特性を理解し、良好な景観形成に向けて、事業者や行政と共通認識を深めるよう努めます。
- ②良好な景観形成の担い手であることを自覚し、景観に対して高い意欲と関心を持ち、地域の景観を見守るとともに、積極的に良好な景観形成に取り組みます。
- ③自らの知識・技能等を活かし、多様な主体と連携・協働し、良好な景観形成に取り組みます。
- ④NPO等の市民団体は、活動の特徴を活かして良好な景観形成を進めるとともに、地域住民や事業者などと積極的に連携・協働します。

#### (2) 事業者の役割

- ①本市の景観特性を理解し、良好な景観形成に向けて、市民や行政と共通認識を深めるよう努めます。
- ②市民と同様に景観形成の担い手として、景観に対して高い意欲と関心を持ち、良好な景観の形成に寄与することが大切です。
- ③良好な景観形成に関わる取組が事業所や企業の価値を高めるとの視点を持ちつつ、景観形成に関わる取組や事業への積極的な参画・協力が大切です。

#### (3) 行政の役割

- ①良好な景観形成に向けて、市役所内の連携強化を図るとともに、民間の各主体が十分にそのノウハウや能力を発揮できる環境づくりに努めます。
- ②行政は、市民、事業者の多様な意向を考慮し、効果的な施策の実施及び展開に向けて、計画的な景観づくりを進めます。
- ③良好な景観形成に向けた課題に適切に対応するため、市民や事業者等の連携・協働を促進するとともに、必要に応じて国や県などの関係機関に協力を求めます。
- ④連携・協働による良好な景観形成に向けて、職員一人一人の意識・技術のさらなる向上を図ります。



## 2. 総合的な景観形成への取組の推進

多様な立場の人々による多様な景観視点を包含する総合的な景観づくりのため「考える」、「まもる・つくる」、「はぐくむ」の観点から、実効性ある総合的な景観施策を推進していくことが必要です。

ここでは、良好な景観形成を推進・保全するため、「考える」、「まもる・つくる」、「はぐくむ」の観点から施策を整理します。

また、総合施策に実効性をもたせながら推進するために、だれが（市民、事業者、行政）、何を考え、まもり、つくり、はぐくむのかについても整理します。

### 総合的な景観形成への取組の推進のイメージ

#### 良好な景観を「考える」、「まもる・つくる」、「はぐくむ」

**「考える」** 良好な景観について「考える」ためには、地域の過去・未来を思い、身近な景観に関心を持つことが大切です。

**「まもる・つくる」** 良好な景観を「まもる・つくる」ためには、まちなみや自然景観、景観資源の保全活用等に配慮した建築等の行為や活動、それらへの行政支援や行政施策等が大切です。

**「はぐくむ」** 良好な景観を「はぐくむ」ためには、身近な景観に愛着と誇りを持ち、景観まちづくりを効果的に行うための活動や支援、施策等を行うことが大切です。



## 【推進編】第10章 総合的な景観形成への取組

### (1) 良好な景観を「考える」ための取組

#### ① 景観を知り、気づき、触れる機会の創出

景観への意識を高める第一歩として、地域の歴史、自然、地形など、自分たちが暮らすまちの景観の形成過程を知ることや、まち歩きにより景観資源を探ること、良好な景観を巡るツアー、地域の景観資源マップの作成など、景観を知り、気づき、触れる機会の創出を検討します。

#### ② 景観を良くする参加・体感機会の創出

自宅の庭に花や植物を植えたり、身近な公園の清掃・美化活動を行うなど、日常生活を通じて、身近な景観が良くなることを体験することは、景観の重要性に気づく良い機会となります。また、公共施設の整備に伴う市民参加も、景観について考える良い機会となることから、良好な景観形成を推進・保全するための参加・体感機会の創出を検討します。

#### ③ 景観を考え、議論する場づくり

景観は見る人の主観をベースとしている為、個人の価値観により感じ方や評価が異なります。そこで、特定のテーマに基づき景観について考えるシンポジウムや、好ましい景観や地域にふさわしい景観を議論する景観学習などを実施することにより、徐々に共有を図ることが大切です。長い時間はかかりますが、景観を考え、議論する場づくりを検討します。

また、行政や事業者は良好な景観形成のために何ができるのかを考え、技術や見識を深めていくことも大切です。

### (2) 良好な景観を「まもる・つくる」ための取組

#### ① 事業者による景観づくりの促進

建設行為等に関わる事業者は、良好な景観形成を行うため、周辺の景観や環境への影響を十分考慮し、適切な説明や合意形成を図り、市民や行政と協働して建築行為等を行っていくことが大切です。

また、業者の営利活動としての屋外広告物の在り方等も、自社の個性や情報伝達とともに、周辺環境との調和を意識することが大切です。

#### ② 市民による景観づくりの促進

地域として美しい景観形成を図るため、新築やリフォームの際には、周辺の環境やまちなみと調和した建物のデザインに配慮することが大切です。

また、日常的に行っている清掃活動や、花植えなどの美化活動も良好な景観形成に寄与していることを認識し、まちなみの身だしなみを整える活動も大切です。

さらに、地域の景観について考え、見守っていき、良好な景観の維持に努めることも大切です。

#### ③ 地域の景観形成に向けたルールづくり

景観はいま生きる人たちだけでなく、未来の子どもたちにとっても重要な共有財産となります。そのため、自分たちが住む地域の景観について考え、景観計画の提案制度などを活用し、地域の個性を活かした独自の景観形成の方策を検討することも大切です。

#### ④ 専門家の活用による景観形成

景観はさまざまな分野が複合した総合的なものであるため、景観形成に精通した専門家にアドバイスをいただきながら、景観づくり、まちづくりを実施していくことは良好な景観形成を行うためには有効な手法となります。大分県では、「景観づくり」、「まちづくり」に関する活動を推進する市町村、民間団体等を支援するため、「景観アドバイザー」制度を設けており、そのような制度を活用することも有効です。

#### ⑤ 他制度・他事業との連携

景観はさまざまな分野が複合した総合的なものであるため、さまざまな制度や事業と連携することが必要です。そのため、地区計画等の都市計画制度や、建築協定、屋外広告物、歴史的風致維持向上計画、良好な景観を活かした観光、景観を阻害する老朽危険空き家、良好な農地景観の保全、防災施設への景観的配慮など、庁内の横断的な連携を図り、景観形成を推進・保全します。

また広域的な景観形成では、大分県をはじめとして、他の自治体との連携を図ります。

#### ⑥ 景観資源の保全・活用

本市には、自然、建造物、樹木、臨海工場群や高台からの市街地の夜景などのさまざまな景観資源が存在し、ななせだムの視点場の整備など、景観資源の活用も図られていることから、それら景観資源のさらなる保全・活用について、各景観資源の状況等を勘案しながら検討します。

#### ⑦ 夜間景観の検討

夜間の景観は、照明により引き出された、昼間の景観とはまた違う魅力のある景観です。

近年、LEDをはじめとした照明技術の進歩に加え、プロジェクションマッピングなどの演出方法の多様化も進み、様々な演出も可能となっています。

本市では、特定照明について景観形成基準を設け、夜間景観に関して配慮を行っておりますが、自然や歴史、生活によって形成された市街地、田園地帯、海辺、丘陵地、山地等の多様な景観特性を持った地域で本市は構成されており、景観特性に応じた照明により、地域の個性を活かしていく必要があります。

そのため、品格や落ち着きを持った明るさを抑制すべき地区、夜のにぎわいや活気を演出する地区など、土地利用の特性に応じた夜間景観の形成について検討します。

### (3) 良好な景観と担い手を「はぐくむ」ための取組

#### ① よいものを共有し、広げる

良好な景観を共有するため、良好な空間を創出した施設や、まちづくり活動等を対象とした表彰制度は、受賞者の社会貢献や景観まちづくり活動の意識を高め、次の活動へ発展するなどの効果が期待できることから、「おおいたきれい100選事業」から発展した良好な景観形成への過程なども表彰の対象とした表彰制度を検討します。

また、良好な景観を認識するためには、良好な景観形成が行われた過程も含めて身近に実感していくことが有効であるため、市民・事業者等と一緒に景観形成を行っていく方策を検討します。

## ② 景観形成の担い手づくり

本市の景観は、市民、事業者、行政の具体的な活動により支えられており、良好な景観形成につながる具体的な活動を行う担い手や良好な景観を見守る担い手が必要です。

そのため、「まちづくり出張教室」を活用し、景観への取組に対する市民や事業者の理解を深めます。

さらに、良好なまちなみ景観の保全及び形成を進める団体、身近な環境の美化を行う団体、自然景観の保全を行う団体など、景観形成を担う団体等の活動を促進する仕組みづくりを検討します。

また、将来の景観形成の担い手である子どもたちに対し、国土交通省の「学校で取り組む景観まちづくり学習」等を活用した景観学習等の実施について検討します。

行政においても、良好な景観形成に必要な見識を深めるための取組が大切であるため、景観に関する勉強会の開催や、景観形成の好事例の過程や景観上のポイントが後任の担当者にも分かるように景観カルテの作成について検討します。

## ③ 景観形成基準の明確化

良好な景観形成のための基準である景観形成基準は、基準を具体的な数値で表した「定量的な基準」と、性質的、抽象的な数値で表せない「定性的な基準」があります。景観は見る人の主観をベースとしている為、個人の価値観により感じ方や評価が異なるため、定性的な基準に対するとらえ方も人それぞれとなりがちです。そこで、定性的な基準について、良好な景観形成の事例に基づいた明確化を行っていく方策を検討します。

## ④ 事前協議の充実化

良好な景観形成のため、景観に与える影響の大きい建築物の建設等の行為に関する届出前の事前協議を景観計画の改定に合わせ制度化していますが、定性的な基準や、事前協議期間、事前協議必須規模などについて、事前協議を充実するための検討について制度を運用しながら検討を行っていきます。

また、事前協議を経て整備された建築物等について、良好な景観を維持・保全する観点から、景観形成基準に合致し続けていくことも大切です。

## ⑤ 景観まちづくりガイドブックの作成

良好な景観形成に向けた配慮事項や市民、事業者の役割等について、取組事例を活用し、分かりやすく解説したガイドブックの作成など、市民・事業者・行政の役割分担のもと、良好な景観形成を推進するための方策を検討します。